Information

冬の暴力追放運動実施!

「冬の暴力追放運動」は、暴力のない明るく安全・安心な北海道の実現を目指し、道民運動として実施するものです。
道内の暴力団は、暴力団排気運の高まりと警察の厳しい取り締まりによって社会から孤立しつつありますが、その一方で組織実態を不透明化させながら、表経済への進出、政治活動や社会運動の仮装・標ぼう・各種法人への偽装介入や社会的弱者をターゲットにした振り込め詐欺などの資金獲得活動を多様化させています。
また、青少年をめぐっては、出会い系サイトなどのインターネット利用による性的犯罪に暴力団が深く関わるなど、その影響が大きく懸念されるところであります。そのため、学校の冬休み期間中を暴力追放の強化月間に設定し、関係機関が実施する取り締まりや各種活動と連動させた暴力追放の道民運動を、道内全域において強力に推進します。

●実施機関
平成22年12月15日(水)～平成23年1月14日(金)

●運動の重点目標
・暴力団の違法な資金源活動の実態周知と被害防止
・少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

暴力を　許さぬ地域の　声･勇気

※暴力に関する相談は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先▶
北海道暴力追放センター　旭川支局
旭川中央警察署　☎0166－26－5982

屋根からの『雪や氷』は、だいじょうぶ?

～事故防止のお願い～

雪止めをつけましょう
屋根の雪が道路に落ちるような建物には、丈夫なすべり止めをつけるようにしてください。

点検は早めに
雪が多くなる前にすべり止めの点検をおこない、早めに修繕するようにしてください。

雪やつららは早めに取り除きましょう
屋根の雪、氷、つららは気温の上昇や雨が降ったときに落ちやすくなっています。
歩行者や子どもがいないか十分確認して、早めに取り除きましょう。

雪が落ちたらすぐ処理を
屋根から雪が落ちたときは、事故がないか確かめるとともに、通行の支障にならないよう処理してください。

道路への雪出しはしないで
道路に雪を出すと歩行者や車輌の通行に危険をおよぼしますので、道路に雪は絶対出さないようにしてください。

稚内開発建設部　稚内建設管理部
天塩警察署　豊富町

新年交礼会

●日 程／1月4日(火)
●受 付／午前11時～
●場 所／商工会
●会 費／1,000円

年金の請求をお忘れではありませんか?

お心当たりのある方は、お早めにご相談ください。

1 年金の加入期間が25年未満の方へ
●年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間※と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。
※カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など
●生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合※があります。
※誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ
●70歳になっても、年金は自動的には支払われません。
●年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ
●「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求をおこなってください。
●片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求をおこなってください。

4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ
●厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金※」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求をおこなってください。
※特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ
●現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きをおこなってください。
●給与の額などに応じて、年金の支払額の調整がおこなわれる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

ご相談は、下記までお問い合わせください。
問い合わせ先▶
稚内年金事務所　☎0162－74－1001
「ねんきんダイヤル」　☎0570－05－1165

正しい操作で、安全除雪!!

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。
①作業をおこなう前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
②雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使っておこないましょう。
③回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業をおこないましょう。
④発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
⑤除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

問い合わせ先▶
社団法人日本農業機械工業会／除雪機安全協議会
☎03－3433－0415
ホームページ　http://www.jfmma.or.jp